様式第3号(第3条関係)

公文書部分公開決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　(実施機関名)　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで公開請求のあった公文書の公開については、出雲市情報公開条例第12条第１項の規定により、次のとおり部分公開することを決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 公文書の件名 |  |
| 公開の日時 | 年　　月　　日　　　時　　分 |
| 公開の場所 |  |
| 公開の方法 |  |
| 担当課 | 電話番号　　　　　内線 |
| 公開しない部分及びその理由 |  |
| 備考 |  |
| 〔教示〕  1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、　　　　　に対して審査請求をすることができます。  2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、　　　　を被告として（訴訟において　　　　を代表する者は  　　　　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | |

注1　公文書の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。

注2　指定された公開の日時に来庁できないときは、あらかじめ上記担当課に連絡してください。